

平井孝典著『公文書管理と情報アクセス — 国立大学 法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」』

坂口 貴弘†

本書は、小樽商科大学の百年史編纂室に11年にわたり勤務した著者が、その実務経験と国内外のアーカイブズに関する調査・研究の成果をもとに、国立大学法人の文書の管理・保存・公開をめぐる諸課題を論じた著作である。まず、本書の構成に沿って各章の内容を紹介したい。

序章では、本書の目的と課題、先行研究との関連における本書の位置づけがまず示される。1911年に最初の入学式を迎えた小樽高等商業学校を前身とする小樽商科大学は、2002年に百年史編纂室を設置し、創立百周年記念事業として『小樽商科大学百年史』の刊行や史料展示などを実施してきた。著者は同編纂室の研究員として年史編纂業務に携わったかわり、収集された大学の法人文書の整理、デジタル画像の作成とホームページでの公開（「緑丘アーカイブズ」）、展示の製作やレファレンスなど多岐にわたる業務を中心的に推し進めてきた。小樽商科大学には正規の大学アーカイブズは存在しないため、百年史編纂室が法人文書の収集・整理・公開といった「代替」アーカイブズの役割を期間限定で担ってきたという。

第1章「小樽商科大学の文書管理」では、著者が2003年に小樽商科大学の学内教職員を対象として行った文書管理に関する調査の結果が報告される。行政文書管理に関するマニュアル等の有無、保存年限が過ぎた文書の扱い、電子媒体記録の保

存といった課題について、学長、事務局長、各課の課長等に対してインタビューを実施し、各々の回答を要約して紹介している。情報公開法施行から間もない時期の大学文書管理の実態及びそれに対する教職員の認識が示されており、この種の調査結果が活字として公開されにくいことを考えれば貴重な記録といえる。アンケートなどによる統計的調査のレベルにとどまるのではなく、大学のトップから8名の課長等まで、行政文書の管理と公開に携わる教職員への包括的インタビューを実現させた点は、「小規模」大学であることを考慮したとしても大きな成果であろう。

第2章「著作物でもある法人文書の公開」では、いずれの大学も共通して保有する「文書」である学生の卒業論文等について、開示・不開示の状況が分析される。卒業論文は成績評価という業務のための参考資料であると同時に、学生の著作物であり、かつ個人識別文書でもあるという複雑な性質を有しているが、大学アーカイブズ論の中でも正面から論じられることは少なかったといえる。著者は2005年に、全国の国立大学法人における卒業論文等の開示・不開示状況について調査を実施した。国立大学協会が示した指針では、卒業論文等は行政文書に該当するが、著作権法上の著作物でもあるとして、各大学等が情報公開制度とは別に自主的な公開方法や手続を定めることを求め

† 京都大学大学図書館助教

た。そのこともあり、国立大学法人の情報公開に関する開示・不開示の審査基準においては、卒業論文等の扱いをめぐってかなりの相違があることが明らかにされる。著作権や個人情報保護の問題との関連についても言及した上で、卒業論文等の長期的な保存・公開のために大学アーカイブズの整備の必要性が指摘されている。

第3章「電子目録の作成とその利用」では、小樽商科大学百年史編纂室が作成したホームページ上の資料集「緑丘アーカイブズ」の構築過程とその内容について叙述する。同編纂室では『小樽商科大学百年史』の編纂・刊行事業と並行して、同大学の法人文書等の目録データとデジタル画像を作成し、ホームページ上での公開を進めた。明治期から1960年代までの法人文書の大部分について、16万コマを超えるデジタル画像を作成したという。これは、百年史執筆者が国内外に散在していることへの対応であるとともに、市民への迅速な資料公開を重視した結果であった。さらに本章では、「緑丘アーカイブズ」に収録された画像を利用しつつ、資料活用の可能性をいくつかの切り口から具体的に提示している。一般に、法人文書の内容やその保存・公開の意義は関係者以外にはなかなか理解されにくいのが現実だが、本章では戦前の小樽高等商業学校時代の教職員の任用関係、戦時下及び敗戦前後の文書、戦後の生活協同組合設立関係文書などの興味深い題材が取り上げられ、「緑丘アーカイブズ」の豊かな内容を分かりやすく物語の箇所となっている。

第4章「法人文書の収集と評価選別理論」では、歴史的・文化的な価値にとどまらず、社会的・政治的な価値の認識を踏まえた「マクロ評価選別」の理論がカナダで発展を遂げた背景について、同国でナチ戦犯容疑者の入国関係記録が廃棄され、当初それがアーキビストの責任とされた事件に言及しつつ考察する。それを踏まえ、年史編纂という「歴史学研究の枠組み」の中における法人文書

収集にとどまらない、文書管理政策のトータルな改善が必要と指摘する。その上で、いくつかの国立大学法人（京都大学を含む）の文書管理規程等を分析し、アーカイブズにおける法人文書収集のあり方を検討している。

第5章「文書管理の実際とその思想的背景」では、小樽商科大学と国内の地方自治体、フィンランドのアーカイブズに対する訪問調査の結果をもとに、資料の収集・移管とその背景が比較考察される。まず小樽商科大学については、周年行事を機に総務課の広報担当者が収集した戦前期の資料が、その後活動を始めた百年史編纂室に引き継がれた、という当初の経緯を紹介する。自治体については、宮城県公文書館、大阪市公文書館、福岡県共同公文書館、三重県の新県立博物館における公文書の移管方式がまとめられている。北海道と人口規模が同じ寒冷地のフィンランドでは、各大学や文学協会が設置したアーカイブズの資料収集活動とともに、最終的な受け皿としての国立公文書館の役割が強調されている。同国の国立大学が政府から求められている改革課題の中にはアーカイブズ及びレコードマネジメント部門の設置維持があり、「簡単に言ってしまうと、アーカイブズのない大学、設置できない大学は近い将来、消滅することになる」（179頁）のだと著者はいう。

第6章「スウェーデンにおけるアーカイブズの現況と情報アクセス権の成立およびカタログについて」では、スウェーデンをはじめとする北欧5カ国のアーカイブズについて、情報アクセス権や目録（カタログ）をめぐりの方を中心に検討がなされている。北欧諸国と一口にいっても、国立公文書館などが一元的にアーカイブズを運営する国と、各組織が多角的にアーカイブズを展開する国に分かれるという。後者に相当するスウェーデンでは各大学にアーカイブズが設置されているが、同国とフィンランドは1776年、世界で最初に議会資料へのアクセス権を有権者らに保障したこと

で知られている。今日のスウェーデンにおけるアーカイブズ資料公開の基底には、18世紀の同国議会における平民出身勢力の活動と議会資料の利用という政治過程があったことを著者は指摘する。このような伝統に立脚した同国の国立公文書館を視察した際は、同館の目録に着目し、行政文書が現用段階から同様のシリーズ名を用いて整理されているなど、少数の人員で速やかな公開（情報アクセス）を可能とする独特の方式が採用されているとする。

第7章「小樽商科大学におけるアーカイブズ運営の条件」では、同大学百年史編纂室における著者自身の経験を素材として、限られた予算や人員、環境の中でアーカイブズを運営していくための条件が提示される。予算最小規模の国立大学法人である小樽商科大学に設けられた百年史編纂室を「小規模」の「代替アーカイブズ」と自己規定した上で、同様の環境下で、アーカイブズを設置すべきなのか、設置するならばどの程度の予算や人員が必要なのかについて検討している「小規模」組織の担当者向けに書かれた章といえる。すなわち、アーキビスト2名程度を雇用し、年100万円程度の予算を確保し、作業場所や棚などを確保するなどすれば、歴史公文書等の最低限の管理体制は確立される(220頁)と、その記述は具体的である。

結章では、ここまでの各章の論述を整理・確認するとともに、本書の成果を踏まえた今後の研究課題として、アーカイブズと知る権利・プライバシー権との関係などが挙げられている。

巻末には、「カタログ 小樽商科大学公文書(抄)」が収載されている。巻末といっても、本書全体の3分の1以上に相当する計162頁の浩瀚な「カタログ」であり、前述の資料検索システム「緑丘アーカイブズ」から目録データの部分を抜粋したものである。凡例によれば、「小樽商科大学百年史編纂室所蔵資料のうち、整理が一定程度まで（主にファイルレベル）終了したものの一部を対象」と

しており、簿冊内部の案件単位（ファイルレベル）の標題リストとともに、資料群全体における当該簿冊の位置づけが示されている。ホームページ版「緑丘アーカイブズ」の冊子体目録（簡略版）ともいえるこの「カタログ」が、本書の論述（特に「緑丘アーカイブズ」を説明した第3章）を理解する際の助けとなることはいうまでもないが、「緑丘アーカイブズ」収録の資料画像を利用したいと考える人々にとっても、一覧性に優れた冊子体（書籍）の形で収録資料の全体像が概観できる検索手段として有用であろう。（本書評執筆時点（2013年12月）の「緑丘アーカイブズ」は、キーワード検索は可能だが、特に「所蔵資料」というカテゴリに収められた4万件を超えるデータの概観をつかむのは極めて難しいシステムとなっている）。

以上、多岐にわたるテーマをめぐる報告・分析・考察が盛り込まれた本書であるが、なかでも評者がとりわけ興味深く読んだのは次の2点であった。

第一に、アーカイブズの多様性をめぐる指摘である。第6章・第7章によれば、北欧諸国のうち、アイスランド、ノルウェー、デンマークの国立公文書館は、国内のアーカイブズを一元的に管理する機関として設置されており、各大学にアーカイブズは基本的に存在せず、年史関係や記録管理の部署があるのみだという。これは、あらゆる組織体が「みずからの」アーカイブズを設置することを理想とする考え方に慣れ親しんだ評者にとっては驚きであった。著者はこのような一元的アーカイブズシステムについて、「アーカイブズの数はいくつもないから利用者には便利である」(250頁)と述べつつも、これは小規模な社会集団でない限り難しく、日本が参考にすべきはスウェーデンやフィンランドのような分権的・多元的システムだとする。

著者が北欧を例に提示した「一元的」「多元的」という分析軸は、さまざまなアーカイブズシステ

ムのあり方を考える際に有効と思われる。例えば日本の公文書管理法は、独立行政法人等に「みずからの」国立公文書館等の設置を許可している点は「多元的」だが、それらが設置されず、かつ（独法）国立公文書館への移管や保存期間の延長等の措置をとらない限り「廃棄しなければならない」（第11条第4項）とする点には、「一元的」集中管理の指向性がみられる。その意味でこの法律は、両者の「並立型」であると位置づけることができよう。このような同法の規定の是非はともあれ、複数の国々・機関への詳細な実地調査と比較・類型化によって、アーカイブズシステムというものがとりうる多様な選択肢を示した点は、本書の豊富な成果の中でもとりわけ重要であると思われる。

第二に、「公文書管理権」という概念の提唱である。著者は序章において、沖縄の密約文書廃棄問題や年金記録管理問題が示すように、公文書の不適正な管理によって市民が不利益をこうむることから、「保存すべき文書の範囲を検討する評価選別のことも考えると、公文書の管理そのものの一つの権利として意識される必要がある」（4～5頁）との立場を表明する。周知のように、2009年に成立した公文書管理法の特色の一つは、特定歴史公文書等の利用について情報公開請求などと同様に国民の権利として位置づけた点にある（利用を拒否された場合、不服申立てなどが可能となった）。

著者が提唱する「公文書管理権」（「著者紹介」の欄に著者の専攻分野として登場する言葉である）は、これらの利用請求（情報アクセス）の権利を保障する前提には、適正な文書管理や廃棄範囲の決定（評価選別）があることに着目し、これらの領域をも市民の権利として位置づけようというものである。このあたりは、公法学の研究者として出発した著者ならではの斬新な視点であり、「情報アクセス」を標題に掲げる本書において鍵となる論点といえるだろう。もっとも、市民が「公文

書管理権」をもつとした場合、公文書管理の実務が具体的にどのように変わってくるのか、という点については、本書の中で緻密な論述が展開されているとはいいい難い。文書廃棄の範囲を市民の代表が決定する大阪市の制度についての言及はあるが、このような市民参加重視の方向性と、著者が随所で強調するアーキビスト等の専門家（素人ではなく）を登用することの必要性との間で、いかに整合性を図っていくべきなのか。「公文書管理権」という概念は、他にも多くの論点を生み出す刺激的な問いかけといえよう。

おわりに、本書の標題に掲げられた「情報アクセス」に関連して、さらなる詳細な論述・検討を期待したい点を2つ挙げて、本書の書評に代えたい。

まず、「情報アクセス」に関しては、アーカイブズにおける個人情報などの非公開情報の判定とマスキングという大きな課題が存在する。アーカイブズにおいては、個人情報保護法等の規定とは別に、時の経過によって公開可能となる個人情報の範囲が広がるという考え方から、当該情報の類型ごとにその非公開期間と範囲を定め、統一的な基準と手法に従ってマスキングを実施することが求められる。評者の乏しい経験からも、このような基準の作成とその実施は多大の時間と労力を要する作業であり、このことが多くの「小規模」資料保存施設に文書の積極的公開やデジタル化による提供を躊躇させる一因になっていると考えられる。本書収録の資料画像や「緑丘アーカイブズ」を見る限り、少なくとも「族籍」の部分は一律にマスキングされているようにみえるが、これはどのような判断に基づくものであったのか。その他の非公開箇所も含め、著者らが大量のデジタル画像公開を実施するにあたり、いかなる基準と方法でマスキングを実施したのかにつき、一定程度の解説があれば、本書の価値は一層高まったのではないと思われる。

もう一つ、本書で紹介された小樽商科大学百年

史編纂室の取り組みは、大学の法人文書を対象とした「デジタル・アーカイブ（ズ）」としての色彩が強いという印象を評者は持った。この語そのものは本書では用いられていないようだが、所蔵資料のデジタル画像を大規模に作成し、インターネットを活用した一般への公開を重視する「緑丘アーカイブズ」の発想は、各地の博物館・自治体・大学等が近年推し進めてきたデジタル・アーカイブ事業のそれと軌を一にすることが大きい。現在、小樽商科大学では百年史編纂室が解散し、原資料を直接閲覧に供する担当部署がなくなったことを考えればなおさらのことである。評者は何も、否定的な意味合いでデジタル・アーカイブという用語を持ち出しているわけではない。むしろ、紙媒体による資料集の刊行にこだわらず、ネットワーク環境を利用した迅速かつ積極的な資料公開という試みは、今後の年史編纂事業やアーカイブズにおける資料公開のあり方に一石を投じたものと評価できる。ただし、一般にデジタル・アーカイブをめぐっては、その事業運営の継続性確保、原資料（デジタル化されていないものも含めて）の保存及び公開体制の整備、資料目録データの充実と

いった課題が指摘されてきた点も見過ごすことはできない。「緑丘アーカイブズ」が国立大学の法人文書を主体としたデジタル・アーカイブであることを前面に出した上で、他の類似例と比較した上での特徴を示すとともに、その課題や限界も含めた分析がなされていたならば、「情報アクセス」論としての価値はさらに高まったのではないかと感じた。

ともあれ本書の特徴は、小樽商科大学におけるアーカイブズ活動の実践報告であると同時に、北欧諸国を中心とした諸外国の研究動向や実態の分析に基づき、「情報アクセス」という視点からアーカイブズの制度的・社会的なありようにまで幅広く考察を進めている点にある。本書の刊行をきっかけに、大学アーカイブズ関係者はもとより、情報学や公法学などの分野においても、情報アクセス確保の基盤としての文書管理やアーカイブズに対する議論がさらに深まることを期待したい。

（世界思想社刊、A5判、457頁、2013年2月発行、7980円）